

## 滋賀県立成人病センターの医療事故にかかる 損害賠償の額を定めることについて

滋賀県立成人病センターにおいて、平成26年12月に発生した医療事故について、大津簡易裁判所の調停案に双方が合意する予定となったことから、平成29年6月定例会議で損害賠償額を定めることについて承認を得て、調停を締結させていただきたい。

### 1 損害賠償の額

2,000万円（全額病院賠償責任保険により支払われる。）

- ・平成26年12月に行った頸椎椎弓形成術<sup>けいついついきゅうけいせいじゅつ</sup>で、脊髄を圧迫したことにより後遺障害が生じたことに対し、賠償金を支払うもの。

### 2 概要

(1)患者 滋賀県内在住 事故当時60歳代男性

#### (2)経過

①平成26年12月 当院整形外科にて頸椎椎弓形成術を実施

- ・術後、右上肢運動麻痺、右下肢の不全麻痺を確認。

②平成26年12月 1回目医療事故調査会を開催

- ・術中に電気メスを使用した時に患者に体動があったことから電気メスの通電による一過性の麻痺が生じた可能性があるとの意見があった。
- ・麻痺については、徐々に回復がみられたが術前のレベルまで回復するかは不明。

③平成27年3月 2回目医療事故調査会を開催

- ・手術後、リハビリを継続して行ってきたが、麻痺の回復が思わしくないことから2回目の医療事故調査会を開催。
- ・MRI検査の所見として第3～4頸椎の脊髄右側に異常信号(出血や圧迫により脊髄が変性した場合に起こる変化)がみられる。
- ・以上から骨膜剥離子<sup>こつまくはくりし</sup>（骨から筋肉を剥離するための器具）を使用中に、脊髄を圧迫したことによる脊髄損傷と推察された。
- ・以後、リハビリを継続して実施。

④平成27年8月 外部機関に依頼していたセカンドオピニオンより、骨膜剥離子による脊髄損傷という当院の考え方に合意すると回答があった。

⑤患者・家族への謝罪と説明

- ・術後、数回にわたり診療科長、主治医から病状、原因等について説明。

・平成 27 年 9 月に病院として改めて謝罪と原因、再発防止策について説明。

⑥平成 28 年 1 月 症状固定の診断

- ・右上下肢の運動障害と左半身<sup>おんつうかくしょうがい</sup>温痛覚障害が残った。
- ・以降、弁護士を交え補償交渉を行ったが、合意に至らなかった。

⑦平成 29 年 2 月 民事調停開始

- ・平成 29 年 5 月に裁判所より調停案が示され、双方が合意する予定。

### 3 事故の発生原因

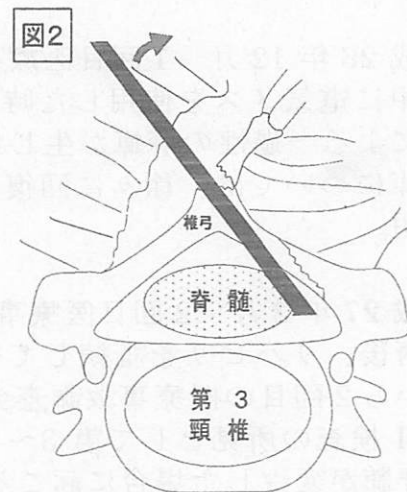
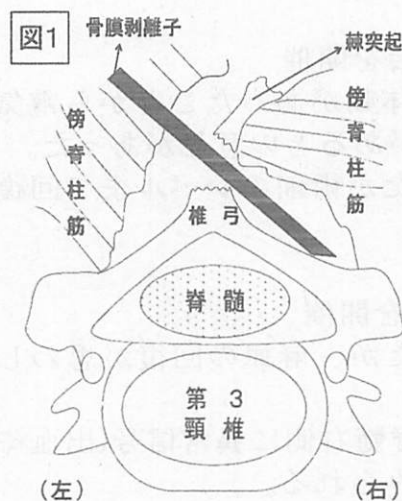
(1) 今回の手術は、頸椎椎弓を観音開きにすることにより、首の脊髓の圧迫を開放する手術。

(2) 予定していた手術過程 (図 1)

棘突起<sup>きょくとつき</sup>の左側の筋肉を剥離し、棘突起を基部で切離し、骨膜剥離子を頸椎椎弓に沿って挿入し、頸椎椎弓から右側の筋肉を剥離した後、頸椎椎弓を観音開きにする。

(3) 今回、起こったと想定される過程 (図 2)

頸椎椎弓内に骨膜剥離子が想定外に挿入される、あるいは椎弓自体の骨折が何らかの理由で起こり、筋肉を剥離しようとしてこれを持ち上げた結果、骨膜剥離子が脊髓を直接圧迫したものと推測される。



### 4 再発防止策

- (1) 手術時に剥離子の位置を一層慎重に確認する。
- (2) 今回の手術で行われた方法については、患者の術後の頸部痛が軽減される利点があることから採用されたが、今後は、両側の筋肉を剥離し棘突起を切除する視野の広い方法に統一する。
- (3) 通常の合併症の範疇を超えたリスクのある場合、文書で術前に説明するとともに、診療録に明確に記載する。

### 5 その他

- (1) 患者家族のプライバシーの侵害とならないよう配慮が必要。